

徳島県告示第二百三十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和六年五月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）に規定する家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納された家賃及び駐車場の使用料の収納の事務